

ハラル製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年 42 号の施行

2024 年 12 月
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二
NY 州法弁護士 友藤 雄介
インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul
インドネシア法弁護士 Achmad Firmansyah

1. はじめに

インドネシア政府は 2024 年 10 月 17 日に、ハラル製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年 42 号

(「GR42/2024」) を施行致しました。GR42/2024 は、ハラル製品保証に関する法律 2014 年 33 号(「ハラル製品保証法」) の施行規則であり、インドネシアにおけるハラル認証手続、海外の機関との相互承認、スケジュールの改定等、ハラルに関する極めて重要な内容を含む規則となります。本ニュースレターでは、GR42/2024 の概要を説明致します。



2. これまでのハラルに関する立法の変遷

イスラム教徒が人口の 87% を占めるインドネシアでは、ハラル製品に対する非常に高い消費者の需要が存在します。そのため、インドネシア政府は、消費者保護及び経済の活性化を企図してハラル製品保証法を施行し、その後も多数のハラル関係規則が制定されております。

ハラル製品保証制度については、ハラル証明書の発行権限を有する BPJPH、ハラル適合性を決定する MUI、実際のハラル適合性を検査する LPH、ハラル製品プロセスに責任をもつ社内担当者であるハラル管理者/ハラルスーパーバイザー等、様々な関係当事者が関与する複雑なプロセスとなっております¹。そのため、実務上は、各証明書の申請手続に非常に長期間を要し、規則で定められたスケジュールの達成が極めて困難な状況となっております。

政府は、このような状況の改善を企図して、新たに GR42/2024 を施行致しました。同規則においては、手続の迅速化のための様々な変更がなされるとともに、政府規則 2021 年 39 号(「GR39/2021」) で定められたスケジュールについても一部変更がなされております。

3. GR42/2024 による変更点

GR42/2024 は、従前の GR39/2021 で規定されていた手続を踏襲しつつ、下記のように一部を修正、追加しております。

(1) ハラル認証の有効期限の撤廃

BPJPH が発行するハラル認証は、従来有効期限として 4 年間で設定されておりましたが、GR42/2024 によってこれが撤廃されております。これにより、今後は、材料

¹ 詳しい手続については 2022 年 4 月のニュースレター (<https://oneasia.legal/8439>) もご参照ください。

またはハラール製品プロセス（PPH）に変更がない限り、一度取得したハラール認証は期限なく有効となります（GR42/2024 第 88 条）。

なお、ハラール製品保証法は、BPJPH との相互承認を行った外国の機関によるハラール認証について、BPJPH に登録することで、インドネシア国内でも有効性を認めております。もともと、このような相互承認に基づくハラール認証の有効期限は、外国の機関が発行したハラール認証の有効期限に準拠するとされているため、上記有効期限撤廃の効力は及ばない点に注意が必要です（BPJPH 長官決定 2023 年 20 号別紙第 3 章 A 第 4 項）。

(2) 食品、飲料などに関するハラール認証取得期限の変更

従前は、すべての食品、飲料、食肉処理サービス製品、食肉処理サービスは 2024 年 10 月 17 日までにハラール認証を取得しなければなりません（GR 39/2021 第 140 条）。しかし、GR 42/2024 では、この期限は中規模および大規模企業の製品のみ適用され、小規模および零細企業または外国製品には異なる期限が適用されることになりました（第 160 条）。

事業規模	段階的移行期間
中・大規模企業	2019 年 10 月 17 日～2024 年 10 月 17 日
小・零細企業	2019 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
外国製品	ハラール認証の相互承認協定の締結状況を踏まえ、2026 年 10 月 17 日までに宗教大臣が決定

上記の通り、外国製品についてはハラール認証期限の延長がなされています。延長後の期限はまだ明確ではありませんが、原産国との間のハラール認証の相互承認合意の締結状況を踏まえて、2026 年 10 月 17 日までの 2 年間の間に期限が決定されるとされています。

上記変更を踏まえた今後のスケジュールは下記のとおりとなります。

製品	対応期間
食品および飲料、屠畜および屠畜サービスから生じる製品	2019 年 10 月 17 日～2024 年 10 月 17 日 *ただし、小・零細企業、輸入品に関しては延期された。
天然医薬品、医薬部外品、健康補助食品	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
市販薬と限定市販薬	2021 年 10 月 17 日～2029 年 10 月 17 日
処方薬（麻薬を除く）	2021 年 10 月 17 日～2034 年 10 月 17 日
化粧品、化学製品、遺伝子組み換え製品	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
衣類、帽子、アクセサリ	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
家庭用ヘルスケア製品、家電製品、イスラム教徒の祈りの道具、文房具	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
医療機器（リスククラス A）	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
医療機器（リスククラス B）	2021 年 10 月 17 日～2029 年 10 月 17 日
医療機器（リスククラス C）	2021 年 10 月 17 日～2034 年 10 月 17 日
関連する原材料および/または製造プロセスがハラールに準拠していない医薬品、生物由来製品、および医療機器	法定の規制に準拠

(3) ハラル認証保有者の義務

GR42/2024 は、ハラル認証を取得済みの事業者に対して下記義務を新たに規定しております（51条）。

1. 認証された製品へのハラルラベルの貼付
2. 認証されたハラル製品のハラル適合性の維持
3. ハラル製品とノンハラル製品間での、屠殺、保管、加工、包装、流通、販売時の場所・利用備品等の分離
4. 材料構成・PPH 変更時のハラル証明書の更新
5. 材料構成・PPH 変更時の BPJPH への報告

上記2に関しては、4年毎にハラル製品保証システム（SJPH）の実施状況の検査を通して、ハラル適合性の証明書によって証明される必要があるとされている点に注意が必要となります（52条）。

(4) その他 GR39/2021 からの変更点

GR42/2021 では、GR39/2021 で定められていた事項について、下記のような変更がなされております。

No	論点	GR39/2021	GR42/2024	条文： GR42/2024
1	屠殺場所の分離要件	大規模な畜殺場とのみ言及	家禽類の屠殺が追記	7条
2	BPJPH と食品医薬品監督庁（BPOM）の協力	伝統的医薬品（obat tradisional）」という用語を用いていた	BPOM25/2023 に合わせて「天然医薬品（obat bahan alam）」という言葉に置き換えられた	132条
3	外国ハラル認証の有効性の確認期限	規定なし	5日以内	150条2項
4	外国ハラル証明書の延長申請期限	外国ハラル証明書の有効期限の少なくとも90日前までに申請書を提出する必要	少なくとも60日前までに変更	154条
5	法令違反時の制裁	法令違反によって書面による警告がなされた場合、14日以内に事業者がこれに対応しない場合には BPJPH によって製品の流通が停止される	30日以内に対応しない場合に変更	183条、 184条

4. 結論

上記のように、GR42/2024 ではハラル認証の有効期限の撤廃やスケジュールの修正等、非常に多くの変更、追加がなされております。ハラル製品保証制度は多数の関係当事者が関与し、関係法令も非常に多数となっているところ、本規則も含め、常に最新の制度について留意しつつ、対応をする必要がございます。



◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者 >

	<p>馬居 光二 One Asia Lawyers Indonesia Office 代表 日本法弁護士</p> <p>日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年にSingapore Management Universityに留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年よりOne Asiaに参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。</p> <p>koji.umai@oneasia.legal</p>
	<p>友藤 雄介 One Asia Lawyers Indonesia Office / NY州法弁護士</p> <p>長年、企業にて海外案件、特にインドネシアにおいて豊富な経験を有し、建設契約、売買契約、紛争解決、事業撤退等幅広く手掛ける。日本の大手プラント・エンジニアリング会社での東南アジアのプラント建設契約（EPC契約）の交渉経験や、大手総合商社での各種契約締結経験を有する。アメリカ・ペンシルバニア大学ロースクール卒。2023年からOne Asiaに参画。</p> <p>yusuke.tomofuji@oneasia.legal</p>
	<p>Prisilia Sitompul (プリシリア・シトンプル) One Asia Lawyers Indonesia Office インドネシア法弁護士</p> <p>インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。</p> <p>One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。</p> <p>sitompul.prisilia@oneasia.legal</p>



Achmad Firmansyah (アフマッド・フィルマンシヤ)
One Asia Lawyers Indonesia Office

インドネシア弁護士として、インドネシアの法律事務所にて約6年間勤務した経験を有し、様々な訴訟問題、企業法務関連業務に携わる。専門分野は、独占禁止法、電気通信法、労働法、破産、及び知的財産法であり、訴訟関連法にも精通している。

また、数多くの外国企業のインドネシア投資案件及びインドネシアにおける外国投資企業買収案件など様々な分野における法的アドバイスにより様々な企業をサポートした経験を有する。

achmad.firmansyah@oneasia.legal